

セミナー「民事信託という転ばぬ先の杖」

※認知症になり大切な書類にハンコ（契約等）を押せなくなった時どうしますか！？

[本人が認知症になったら]

- ・自分の預貯金、株券その他資産の管理ができなくなり財産凍結で家族が困った。
- ・一人暮らしの親を老人施設に入れるため実家を処分しようとしたが不動産の売買契約ができなかった。

[先々のことが心配で]

- ・障がいを持つ子供の将来について、自分が亡くなった後の生活を保障したい。
- ・一人暮らしで身寄りがなく、死亡後の諸手続きや遺品・財産の処分が心配。
- ・親が突然病気（事故）になり営んでいる事業（商売）の継続と財産管理が心配。

1. [認知症発症の後] ～法定後見の申し立て

- 法廷後見人による財産の管理・運用・処分。
 - ・被後見人財産の現状維持が大原則
 - ・成年後見人に対する報酬を、被後見人が亡くなるまで支払いが生じる。（報酬額は家庭裁判所が決定する。）

2. [認知症になる前] ～終活の一環として民事信託制度の活用

- 信頼できる人（主に家族が多いので通称家族信託とも呼ばれている）と信託契約を締結し、委託者（本人）の財産管理・運用の権限を移転する。不動産の場合は所有権移転と信託登記をしますが贈与税はかかりません。費用は信託設定に関する初期費用だけで済みます。

民事信託セミナー開催日時

- ・趣旨：民事信託制度を分かりやすく解説いたします。自分の終活に、またご高齢者が身近にいる方々の大事な知識として先ずは知ることが大切かと思います。

日時：令和7年7月6日(日) 10:30～12:00 終了後質疑応答あり。

会場：中山東集会所

- ・講師：今泉洋一氏・経歴：1990年七十七銀行入行。
2020年七十七リサーチ&コンサルティング（株）取締役
2023年（株）クオリティ・トラスト代表取締役就任
- ・主なセミナー実績：人事院（東北）・宮城県、仙台市その他の自治体、終活支援機構、
仙台商工会議所、県内商工会、全日本不動産協会、生保他